

## 平成29年清瀬市議会第4回定例会

### 市長提出議案

議案番号	議案名等	概 要	議決日 結 果																								
議案 第65号	平成29年度清瀬市一般会計補正予算（第4号）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">補正前の歳入歳出総額</td> <td style="text-align: right;">29,402,601千円</td> </tr> <tr> <td>補正後の歳入歳出総額</td> <td style="text-align: right;">29,581,734千円</td> </tr> <tr> <td>歳入総額</td> <td style="text-align: right;">179,133千円</td> </tr> <tr> <td>  主なもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">88,460千円</td> </tr> <tr> <td>    都支出金</td> <td style="text-align: right;">43,000千円</td> </tr> <tr> <td>    繰入金</td> <td style="text-align: right;">47,673千円</td> </tr> <tr> <td>歳出総額</td> <td style="text-align: right;">179,133千円</td> </tr> <tr> <td>  主なもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    総務費</td> <td style="text-align: right;">9,460千円</td> </tr> <tr> <td>    民生費</td> <td style="text-align: right;">169,700千円</td> </tr> <tr> <td>    土木費</td> <td style="text-align: right;">▲27千円</td> </tr> </table>	補正前の歳入歳出総額	29,402,601千円	補正後の歳入歳出総額	29,581,734千円	歳入総額	179,133千円	主なもの		国庫支出金	88,460千円	都支出金	43,000千円	繰入金	47,673千円	歳出総額	179,133千円	主なもの		総務費	9,460千円	民生費	169,700千円	土木費	▲27千円	12月19日 可 決
補正前の歳入歳出総額	29,402,601千円																										
補正後の歳入歳出総額	29,581,734千円																										
歳入総額	179,133千円																										
主なもの																											
国庫支出金	88,460千円																										
都支出金	43,000千円																										
繰入金	47,673千円																										
歳出総額	179,133千円																										
主なもの																											
総務費	9,460千円																										
民生費	169,700千円																										
土木費	▲27千円																										
議案 第66号	平成29年度清瀬市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">補正前の歳入歳出総額</td> <td style="text-align: right;">1,385,000千円</td> </tr> <tr> <td>補正後の歳入歳出総額</td> <td style="text-align: right;">1,114,773千円</td> </tr> <tr> <td>歳入総額</td> <td style="text-align: right;">▲270,227千円</td> </tr> <tr> <td>  主なもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">▲70,000千円</td> </tr> <tr> <td>    都支出金</td> <td style="text-align: right;">▲3,500千円</td> </tr> <tr> <td>    繰入金</td> <td style="text-align: right;">▲27千円</td> </tr> <tr> <td>    市債</td> <td style="text-align: right;">▲196,700千円</td> </tr> <tr> <td>歳出総額</td> <td style="text-align: right;">▲270,227千円</td> </tr> <tr> <td>  主なもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    下水道事業費</td> <td style="text-align: right;">▲270,227千円</td> </tr> </table>	補正前の歳入歳出総額	1,385,000千円	補正後の歳入歳出総額	1,114,773千円	歳入総額	▲270,227千円	主なもの		国庫支出金	▲70,000千円	都支出金	▲3,500千円	繰入金	▲27千円	市債	▲196,700千円	歳出総額	▲270,227千円	主なもの		下水道事業費	▲270,227千円	12月19日 可 決		
補正前の歳入歳出総額	1,385,000千円																										
補正後の歳入歳出総額	1,114,773千円																										
歳入総額	▲270,227千円																										
主なもの																											
国庫支出金	▲70,000千円																										
都支出金	▲3,500千円																										
繰入金	▲27千円																										
市債	▲196,700千円																										
歳出総額	▲270,227千円																										
主なもの																											
下水道事業費	▲270,227千円																										
議案 第67号	清瀬市下水道事業の設置等に関する条例	<p>市は、平成32年4月までに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用して市の下水道事業を公営企業化し、その会計を公営企業会計制度に移行させる必要があります。そこで、清瀬市下水道事業特別会計を、新たに地方公営企業法の規定を一部適用する公営企業会計に移行させるため、この条例を制定するものです。</p> <p>主な制定内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 清瀬市下水道事業の設置</li> <li>(2) 地方公営企業法の適用範囲</li> <li>(3) 重要な資産の取得及び処分</li> <li>(4) 会計事務の処理</li> <li>(5) 業務状況説明書類の作成及び公表主な改正内</li> </ol>	12月19日 可 決																								

議案 第68号	清瀬市特別会計条例の一部を改正する条例	<p>清瀬市下水道事業特別会計について、地方公営企業法の規定を一部適用する公営企業会計に移行させるため、条例の一部改正をするものです。</p> <p>主な改正内容 (1)「清瀬市下水道事業特別会計」の名称を削除する。</p>	12月19日 可決
議案 第69号	清瀬市都市計画税条例の一部を改正する条例	<p>平成27年度から平成29年度までの適用としている都市計画税の特例税率「100分の0.25」（法の規定では「100分の0.3」）を平成30年度から平成32年度までの3年間にわたって継続して適用させるため、条例の一部改正をするものです。</p>	12月19日 可決
議案 第70号	清瀬市立公園条例の一部を改正する条例	<p>これまで子どもの遊び場として利用されていた同用地を、新たに児童遊園として規定するため、条例の一部改正するものです。</p> <p>規定する児童遊園 名 称 清瀬市立野塩西原児童遊園 位 置 清瀬市野塩五丁目264番1 面 積 742.36㎡</p>	12月19日 可決
議案 第71号	清瀬市道の路線の廃止について	<p>開発行為に伴う市道の付替え交換により、市道の路線を廃止するものです。</p> <p>清瀬市道1142号線 (中里五丁目、清瀬市役所北側)</p>	12月19日 承認
議案 第72号	清瀬市道の路線の認定について	<p>境橋(中里二丁目)を東京都から管理引継ぎを受けたこと、及び開発行為に伴う無償譲渡受入れにより、新たに市道の路線を認定するものです。</p> <p>清瀬市道3413号線 (中里二丁目、境橋) 清瀬市道3414号線 (野塩四丁目、前原橋南側) 清瀬市道2214号線 (下清戸一丁目、グリーンタウン清戸北側) 清瀬市道1349号線 (下清戸二丁目、長命寺北側)</p>	12月19日 承認
議案 第73号	清瀬市コミュニティプラザ等公の施設の指定管理者の指定について	<p>清瀬市コミュニティプラザ、各地域市民センター及び松山・竹丘集会所の設置目的をより効果的に達成するため、一般社団法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設</p>	12月19日 可決

		<p>(1) 清瀬市コミュニティプラザ</p> <p>(2) 清瀬市立竹丘地域市民センター</p> <p>(3) 清瀬市立中清戸地域市民センター</p> <p>(4) 清瀬市立中里地域市民センター</p> <p>(5) 清瀬市松山集会所</p> <p>(6) 清瀬市竹丘集会所</p> <p>2 指定する指定管理者の名称 一般社団法人 清瀬文化スポーツ事業団</p> <p>3 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで</p>	
議案 第74号	清瀬市立清瀬内山運動公園等公 の施設の指定管理者の指定につ いて	<p>清瀬市立清瀬内山運動公園をはじめとする市の運施設の 設置目的をより効果的に達成するため、民間事業者を指定 管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、 指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設</p> <p>(1) 清瀬市立下宿地域市民センター</p> <p>(2) 清瀬市立下宿運動公園</p> <p>(3) 清瀬市立清瀬内山運動公園</p> <p>(4) 清瀬市立下宿第二運動公園</p> <p>(5) 清瀬市立中央公園</p> <p>(6) 清瀬市立下清戸運動公園</p> <p>2 指定する指定管理者の名称 HONDA ESTILO 株式会社</p> <p>3 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで</p>	12月19日 可決
議案 第75号	平成29年度清瀬市一般会計補 正予算(第5号)	<p>東京都人事委員会の勧告に準拠し、職員給与の改定及び 人事異動に伴う過不足の調整並びに議員報酬の改定を行う 等のため、一般会計補正予算を調製するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 補正前の一般会計予算総額 29,581,734千円</p> <p>2 補正予算額 1,216千円</p> <p>3 補正後の一般会計予算総額 29,582,950千円</p>	12月19日 可決
議案 第76号	清瀬市職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例	<p>東京都人事委員会の勧告に準拠し、職員給与の改定を行 います。</p> <p>この改正では、職員に支給する勤勉手当の支給率を年間 で「100分の10」引き上げ、年間「4.4月」を「4.5月」とす るものです。</p> <p>併せて、職員の行政職給料表(1)の部長職適用欄を現 行運用に適合させるため、参事及び部長へ適用する2号給 欄のみを残す一部改正をするものです。</p>	12月19日 可決

<p>議案 第77号</p>	<p>人権擁護委員の推薦について</p>	<p>人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員法第6条第3項に基づき新たな同委員候補者を法務大臣に推薦するため、同条同項の規定により議会の意見を聴くものです。</p> <p>推薦候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市梅園二丁目11番21号</p> <p>氏 名 <small>まき い じん こ</small> 牧 井 任 子 氏</p>	<p>12月19日 同 意</p>
--------------------	----------------------	--	-----------------------